

「特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

- ・エチルベンゼン等特定有機溶剤業務からの作業は、有機溶剤作業主任者講習の修了者の中から、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。
- ・エチレンオキシドを用いた滅菌作業については、作業主任者が必要です。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
平成31年 1月29日(火) 9時～ 1月30日(水) 8時30分～	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	100名	要
			受講資格
			不要

2. 受講料

受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
9,720円	1,944円	11,664円

(受講料、テキスト代は税込み)

3. 持ち物・・・ 受講券(受付でご提示してください)

筆記用具(マークシート方式で修了試験を行ないます)
鉛筆、シャープペンシル(ボールペンは不可)、消しゴム

4. 申込方法

各講習共通留意事項をご覧ください。受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおりにお申し込み下さい。

7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、お弁当業者の出張販売も行っています。

8. 修了証の交付

所定の科目を受講し、修了試験合格者には最終日にお渡しします。